

研究開発法人に係る制度見直しに関する検討状況

平成25年12月27日
事務局

これまでの主な検討状況

独立行政法人改革に関する有識者懇談会 中間とりまとめ(平成25年6月)

研究開発を行う法人については、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の事務・事業の特性に応じた規律を整備するとともに、運用面において改善すべきものについて基準の明確化等の措置を講ずる。

科学技術イノベーション総合戦略 (平成25年6月閣議決定)

研究開発法人については、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性)等を十分に踏まえた法人制度の改革が必要である。グローバルな競争環境の中で研究開発法人が優位性を発揮できるよう機能強化を図り、現制度の隘路を打開する。

経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月閣議決定)

○研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。(次期通常国会に法案提出を目指す。)

○独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずる。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について (平成25年12月行政改革推進会議)

○独法制度の中に、研究開発型の法人の分類を設けて特則を規定するとともに、研究開発型の法人のうち世界トップレベルの成果が期待される特定の法人については、別途の法律により特則を講じる。(別法の対象法人については、極力少数に限定する。)

成長戦略のための新たな研究開発法人制度について (平成25年11月新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会)

現行の独法制度は、目標設定や評価の手法、主務大臣の関与の在り方など、研究開発の成果を最大化するためには馴染まない。成長戦略に資するゼロベースの行政改革を断行し、投入予算に対して最大の効果を得ることを可能とする、独法制度とは異なる新たな法制度を創設すべき。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について (平成25年12月閣議決定)

研究開発力強化法改正(平成25年12月成立)

独立行政法人制度全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度を創設するため、必要な措置を講じる。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について(概要)

I 独立行政法人改革の狙い

今般の改革は、独立行政法人を国の施策の実施機関として明確に位置づけ、各々の法人が担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の質と効率を向上させるため、制度・組織面で抜本的な見直しを行うもの。これにより、独立行政法人は成長戦略の推進にも大きく貢献。

II ー1 制度(独立行政法人通則法及びその運用)の見直しについて

制度発足の経緯と趣旨を踏まえ、主務大臣による明確なミッション付与のもと、それぞれの法人における自律性・自主性や企業の経営を促すインセンティブを最大限機能させ、国民に対する説明責任を的確に果たさせるとともに、各法人の事務・事業の特性に合わせた制度・運用となるよう見直しを行う。

①業務の特性に応じた法人の分類

法人を3分類し、適切なガバナンスを構築。(①中期目標管理型:中期目標管理(3~5年)により業務を行う法人(例 住宅金融支援機構)、②単年度管理型:公務員身分を付与した上で単年度の目標管理を行う法人(例 造幣局)、③研究開発型:研究開発成果の最大化を目的とし、中長期的な目標管理(最大7年)により研究開発業務を主要な業務として行う法人(例 宇宙航空研究開発機構))

②主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価

主務大臣が法人に的確かつ明確な目標を付与し、主務大臣自ら評価も行うとともに、第三者が外部から点検する仕組みを導入。
(注)従来は、主務大臣ではなく、各府省、総務省の評価委員会が独法の業績を評価。

③ガバナンスの強化

監事の調査権限の明確化、不正行為等の大臣への報告義務付け等による監事の機能強化、法人の違法行為や著しく不適正な業務運営等に対し、主務大臣から法人への是正命令・業務改善命令を導入等。

④予算執行の弾力化と説明責任・透明性の向上

- ・経営努力による利益を目的積立金に積み立て易くするなど運用改善により自己収入増加や経費節約のインセンティブを向上。
- ・年俸制を含めた業績給など柔軟な給与を促進。また、必要があれば、国家公務員より高い給与水準も可能とする等。
- ・特殊で専門的な機器の調達で相手方が特定される場合など随意契約によることができるケースを明確化し、調達を合理化。
- ・予算の見積り等を明らかにする、給与水準の妥当性を説明するなど情報公開を充実させ、透明性・説明責任を向上。

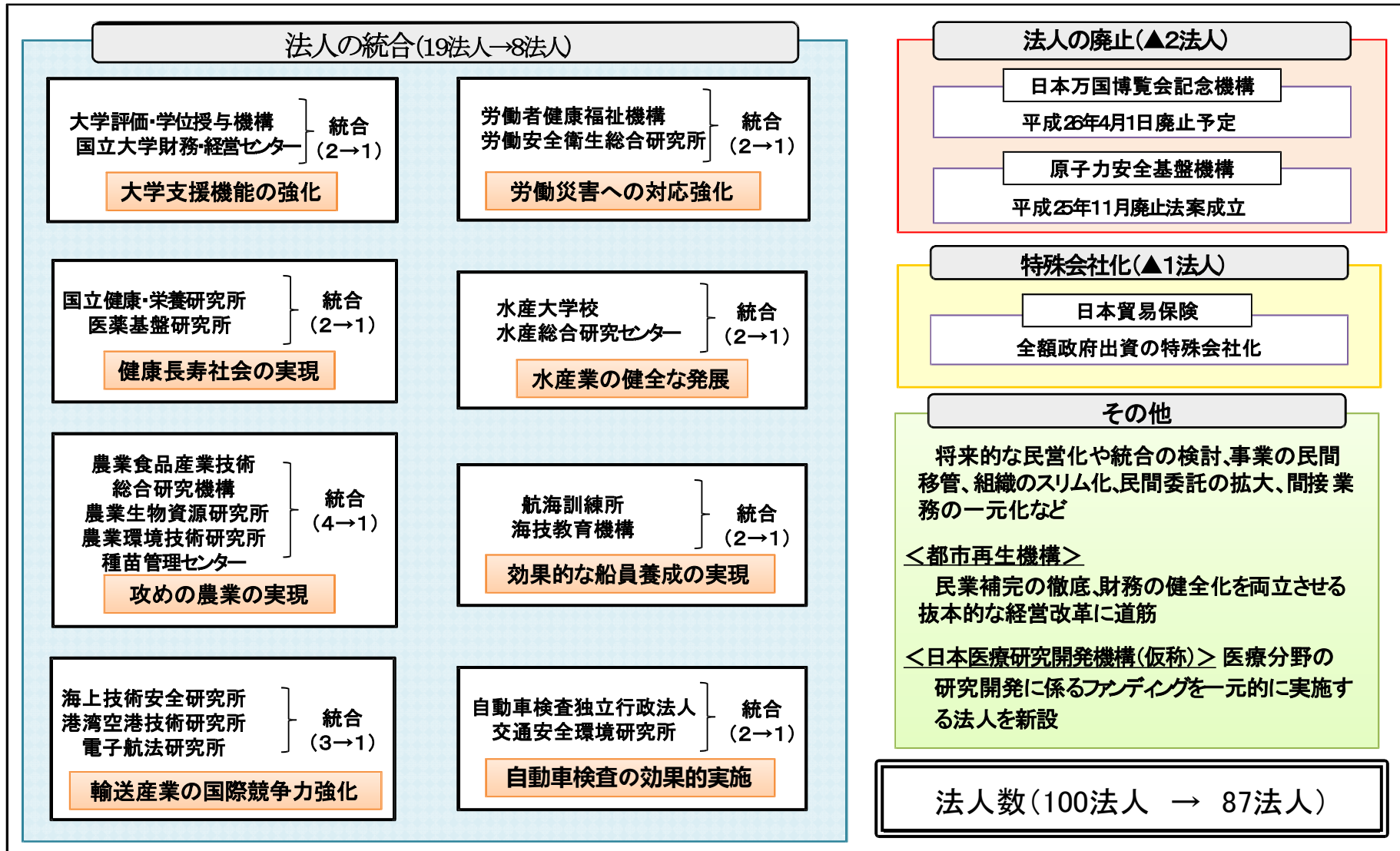
⑤研究開発法人についての見直し

独法制度の中に、研究開発型の法人の分類を設けて特則を規定するとともに、研究開発型の法人のうち世界トップレベルの成果が期待される特定の法人については別途の法律により特例を講じる。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について(概要)

Ⅱ-2 組織の見直しについて

- ◆数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施。
- ◆各法人の業務類型(金融、公共事業執行など)の特性を踏まえたガバナンスの整備。
- ◆「民でできることは民で」という原則を踏まえ、きめ細やかに事務・事業を見直し。



出典: 内閣官房 行政改革推進本部事務局

※ 情報通信研究機構(NICT)については、「研究開発型の法人」とした上で、産業技術総合研究所や情報処理推進機構との連携協力を一層強化するとされたところ

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について(研究開発型の法人への対応)

1. 制度面による対応(法律事項として規定)

- 「国立研究開発法人(仮称)」という名称を付与し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示
- 研究開発業務に係る目標設定や業績評価について、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定
- 主務大臣の下に「研究開発に関する審議会」を設置し、主務大臣が行う中期目標設定時等に、科学的知見や国際的知見に則して適切な助言を行う
- 中期目標期間の長期化(最大7年)

2. 運用面による対応(関係通知の改正等によりルールを見直し)

- 法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ、当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合等には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする
- 給与水準については、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする
- 目標設定については、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する
- 研究開発等に係る契約等において、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、合理的な調達を可能とする
- 効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図る

3. 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

- 科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人(仮称)」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする
- 別法の対象法人については、極力少数に限定することとする